

食安輸発1029第1号
平成24年10月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産未成熟えんどうのジニコナゾール)

標記については、平成24年1月31日付け食安輸発0131第1号により、地方自治体の収去検査の結果、タイ産生鮮未成熟えんどうにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、ジニコナゾール及びプロピコナゾールに係るモニタリング検査を強化しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮スナップエンドウにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年10月26日付け食安輸発1026第3号）の別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

| 検査強化日 | 対象国 ・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、 輸出者及び包装者 |
|-------------|------------|--|---------------|--|
| 平成24年10月29日 | タイ | 未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。） | 残留農薬（ジニコナゾール） | DIANYUAN TRADING (THAILAND) CO., LTD. |